

[平成 27 年 7 月 7 日災害・オウム対策調査特別委員会－07 月 07 日-01 号]

平成 27 年 7 月 7 日災害・オウム対策調査特別委員会

午前 9 時 57 分開会

○ただ太郎 委員長 それでは、皆様お揃いでございますので、定刻前ではございますが、委員会を始めさせていただきますと思います。

ただいまから災害・オウム対策調査特別委員会を開会いたします。

○ただ太郎 委員長 最初に記録署名員 2 名を私から指名いたします。

西の原委員、土屋委員、お願いいたします。

審査に先立ち委員の皆様申し上げます。

本特別委員会の調査項目及び設置理由は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

○ただ太郎 委員長 続きまして、**請願・陳情の審査**に入ります。

受理番号 27 足立区放射能汚染の除染基準を高さ 50 cm から地表 5 cm に引き下げることを求める陳情、受理番号 28 足立区の放射能汚染対策についての陳情、受理番号 29 被ばく検査費用の助成を求める陳情、受理番号 30 無料放射能健康診断と医療補償を求める請願、受理番号 31 放射能測定器の貸し出しを求める陳情、受理番号 32 放射線測定器の区民への貸し出しについての陳情、受理番号 33 学校・保育園給食の食材の放射能測定を求める陳情、受理番号 34 学校給食等の放射性物質検査を求める陳情、以上 8 件を一括議題といたします。

新規付託のため、執行機関の説明を求めます。

◎危機管理室長 私からは、受理番号 27 と 28 のほうのご説明を差し上げます。

陳情説明資料総務部のほうをお開きいただきたいと思います。

1 ページ目が 27 番でありまして、足立区放射能汚染の除染基準を高さ 50 cm から地表 5 cm に引き下げることを求める陳情ということになります。

1 番の説明のところに書いてありますとおり、区の指標値と低減対策については、地上 50 cm で 0.25 μ Sv/h (指標値) ということで、これ以上の値を測定した場合には低減対策を実施ということとして、以下、参考としまして平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災以来の放射能対策に関して、区の対処状況を全てこちらに参考として記載しております。

4 ページをお開きいただきたいと思います。

28 番、足立区の放射能汚染対策についての陳情ということで、陳情の要旨が 1 番から 5 番までございます。それぞれ 4 ページの下のところの内容にありますけれども、足立区における放射線対策、また管理基準の考え方、そして空間放射線量の測定について、以下、先ほど申し上げましたとおり、平成 23 年以降の対処をこちらに記載してございます。

そして 7 ページ、8 番のところには区有施設以外の放射線量の対応について、また、9 番には放射性物質の除染作業の方法、あるいは廃棄物の処分方法についてのご案内を 7 ページに記載をいたしました。

私からは以上でございます。

◎衛生部長 それでは、衛生部の請願・陳情説明資料をご覧いただきたいと存じます。

見開きを開いていただきまして、受理番号29 被ばく検査費用の助成を求める陳情でございます。

主な報告が平成25年2月19日付、原子力規制委員会の東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理の在り方に関する検討チームにより作成された総括、その中で福島県外を含む今後の健康管理の在り方というのが1本、それから、平成26年12月、同様に原子力発電所事故に伴う住民の健康管理の在り方に関する専門者会議により作成された中間のまとめ、今後の施策の方向性が示されてございます。

主な内容とすると、対策型の検診として甲状腺がん検診を実施することについては科学的根拠が乏しく、広く国民に実施する必要性は指摘されていないというのが1点。

それから、福島近隣県については、今後の県民健康調査「甲状腺検査」の状況を踏まえて必要に応じ検討を行っても遅くはない、こういう報告がなされてございます。

続いて、2ページでございます。

受理番号30 無料放射能健康診断と医療補償を求める請願でございます。

願意については記載のとおりでございます。

内容については、ただいまご報告申し上げたとおりの内容でございますので、割愛をさせていただきます。

次の3ページに移らせていただきたいと思います。

受理番号31 放射能測定器の貸し出しを求める陳情でございます。

現在、区が保有をしておりますシンチレーション式の測定器5台がございます。

測定については定時測定で使用してございまして、区役所南側中央公園、足立清掃事務所の敷地内、それから、足立清掃事務所の曙分室、東和保健総合センター、以上4カ所で定点定時測定を実施してございます。したがって、5台のうち常に4台は稼働しているという状況であります。

なお、4、5、6月期のそれぞれの最大値を表中の中に示させていただいてございますので、ご覧いただければと思っております。

受理番号32 放射線測定器の区民への貸し出しについての陳情でございます。

願意につきましては、受理番号31と同種でございますので、説明内容については先ほど申し上げたとおりでございます。

私からは以上であります。

◎学校教育部長 陳情資料、教育委員会のところをお開きいただきたいと思います。

まず1ページの受理番号33の陳情の要旨でございますが、小・中学校、保育園給食の食材の放射能検査を実施し、数値を公表して欲しいというものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

受理番号34の陳情の要旨は、学校給食等の食材の放射性物質検査について、検出下限値1Bq/kg以下で継続的に実施して欲しいというものでございます。

それぞれの陳情の内容及び経過については共通でございます。

まず、足立区におきましては小・中学校と保育園給食の放射性物質検査を平成24年1月に実施してございます。その結果は全て検出下限値10Bq/kg未満でございました。

食品衛生法に基づく基準値は、2に記載のとおりでございます。

基準値を超えた食品は、3に記載のとおり、出荷制限されております。

都内で流通している食品の放射性物質検査は、東京都が実施し、ホームページで公表しております。

また、東京都学校給食会におきましても、定期的に放射性物質検査を実施し、やはりホームページで結果を公表しております。

足立区立小・中学校と保育園の給食食材につきましては、産地が明らかなるものを購入し、その産地をホームページや

掲示板で公表しております。

以上でございます。

○ただ太郎 委員長 皆様に申し上げます。

今回8件の請願・陳情ということでありますので、質疑は簡明にお願いをしたいと思います。

何か質疑はありますか。

◆西の原えみ子 委員 私からは、受理番号27、28についてご質問いたします。

足立区放射能汚染の除染基準を高さ50cmから5cmに引き下げることを求めるという陳情で、福島第一原発の事故のように大事故が発生すれば、大量の放射性物質が放出され、住民には深刻な状況をもたらすというように明白になっておりますけれども、足立区でも驚くほど高い放射線量が測定されていて、足立区の中川公園では都の測定ではこれまで最高の地表5cmで7μSvを検出しているとなっておりますけれども、こういう中で区の測定は地上5cm、50cm及び1mの3点としてあるんですけれども、この地上50cmで0.25μSv/h以上の数値を測定した場合は低減対策を実施しているということです。

地上50cmを除染の基準としている、その根拠を教えてください。

◎危機管理室長 この空間線量に関しましては、身体への影響に着眼をして、どのぐらいの高さで測定するべきかという、それが問題になるわけですが、国の特措法におきましても、局所的対策を行うときの基準については高さ1mを設定しているということですが、足立区の場合は子どもの体の大きさも配慮すると、1mではなくてもっと厳しい50cmのところがちよと体の中心になるということで、そこでの高さでの値を測定時の指標にしたという経緯でございます。

◆西の原えみ子 委員 そう言いますが、陳情でも公園や通学路、道路の植え込みなど強い放射性物質があるホットスポットと呼ばれるようなところですね、そのそばを毎日行き来すれば内部被ばくの心配は強くなると思います。

そういうふうに述べられているのですが、国際放射線防護学の専門家が、確率的影響から明らかなように、被ばく線量にはこれ以上ならば絶対に安全であるといった意味での安全線量は存在しないと。したがって、本来なら放射線は人体に対して有害であって、被ばくしないにこしたことはないと言えると指摘しているんですけど、区としては、区内に事故による放射能がないというか、安全だというか、そういうふうに思われているのでしょうか。

◎危機管理室長 これも事故が発生した以来、足立区の対応としましては、従来の空間線量が0.05μSv、それが事故直後では平均すると0.2μSv程度に上昇しましたので、それは影響があったと認識をし、それに基づいて区民の不安が高まったことから、こういった、先ほどご案内したような対応策をとってきた、その水準というのは、国際防護委員会の基準といったものをクリアできる程度の指標を設定したということでございますので、汚染はありましたが対処は適切に行ったという見解でございます。

◆西の原えみ子 委員 もちろんゼロではないし、自然界にもあるというのはわかるんですけども、したがって、管理測定するということがとても大事だということで、そしてできるだけ除去ということが大事だと思っています。

区も地表5cmで測っているんですけども、その測定と対策というのはどのように生かしているのでしょうか。

◎危機管理室長 測定は3点で行っています。それは区民の方々の関心が高いということもありますから、区が基準指標としている50cmの他にも、国基準のレベルではこのぐらい、そして地表そのものではどのぐらいといったものも参考のデータとして測定し、これは公表しているということで、区民に情報提供しているという位置づけになります。

◆西の原えみ子 委員 そうであれば、世田谷区とか千代田区、新宿区、目黒区、豊島区では地表 5 cm で 0.23 から 0.24 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ で除染を実施しているんですけども、足立区でも行って欲しいと思っています。

放射能は測定で明らかなように、地表からの高さによって値が何倍が変わってしまうもので、地表での線量が高ければ、やはり子どもですよね、さっきおっしゃっていましたが、身長の小さい子どもの呼吸による内部被ばくが多くなると思うんですけども、地表 5 cm に引き下げるといふ気持ちはないでしょうか。

◎危機管理室長 区の放射線による健康影響につきましては、当初から汚染レベルについては乳幼児も含めて健康に影響が出るほどのことではないという見解を持っています。

これについては、その後の様々な研究とか知見が行われておりますけれども、それが追加されたとしても、区の考え方に変わりはない、必要十分な安全レベルが保たれていると考えております。

◆西の原えみ子 委員 相変わらずやらないということなんですね。

次に、足立区の放射能汚染の対策についての陳情なんですが、足立区内の保育施設、教育施設の校庭や園庭、子どもの遊び場である公園、スポーツ施設のグラウンド等について、土壌における放射性物質の汚染濃度、これを測定して、その結果を区民に公表してくださいということが言われているんですけども、区はこの土壌の測定はどのように行っているのでしょうか。

◎危機管理室長 土壌につきましては、これは当初、砂場の砂について、その中で子どもたちもかなり遊ぶということもありましたので実施をしました。結果的には、基準をオーバーするような、もちろん測定結果は出ませんでしたけれども、健康への影響というのは主にこれは体に到達する空間線量で着眼をするべきということで考えておりますので、砂場以外の土壌についての Bq の値の測定については実施しておりません。必要もないということで考えております。

◆西の原えみ子 委員 必要ないんだったら、5 cm で測ってもらうということは、やらないんですか。

◎危機管理室長 私がこれまで申し上げていた空間線量というものが、体に到達する放射線を測定する値ですので、それを測る。

この陳情の趣旨からすると、どのくらい放射線が発射されているかどうかかわからないけれども、土壌そのものを測ってくださいというお話なんですけれども、体に到達するほどの放射線量が出ていない土壌について測定をする必要がないというふうに申し上げました。

◆西の原えみ子 委員 陳情の説明で、区民からの通報があった対応の状況として、区民施設等で 1 μSv 以上の放射線量を測定したという通報があった場合は、確認して低減対策を実施しているということで、この平成 26 年 6 月 1 日現在で 11 件あったということですけども、これはどのような対処をしたのでしょうか。

◎危機管理室長 区が実施してきた低減対策としては、一番簡単な方策としては清掃ですね、地面の清掃、あるいは吹きだまりを除去するといったようなことが主でして、更に下がらないような状況におきましては、表面の土壌を地下埋設保管ということをとっております。

◆西の原えみ子 委員 足立区内にある区有施設等において、区の調査又は区民からの通報で明らかに周辺より線量の高い箇所、それが見つかった場合、現在の足立区の放射線対策の指標 0.25 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下であっても、区が責任を持って低減対策を行うべきだと思っています。

先日、中川公園で高い数値が出たということで区民からの通報があって、東京都が行って、それほど高かったんですけども、

ども、東京都が清掃をしたと私聞いているんですね。そういう中で清掃ということなので、清掃員がマスクもしないで行ったということも聞いていて、これでは被ばくをしてしまうんじゃないかという心配もあるんですけども、やはり区内にある都有施設だとか、区有施設においては、同様に区民の安全・安心を優先した速やかな対応をするべきではないでしょうか。

また、区民が無用な被ばくを避けられるような低減対策とか、立入禁止措置、こういうのを管理者に要請すべきだと思うのですがどうでしょうか。

区民及び周辺住民への情報周知徹底、これも是非行って欲しいんですけども、いかがでしょうか。

◎危機管理室長 今、例として出されました中川公園につきましては、3年ほど前に非常に高い値が出たということが発表され、それは都の環境局が建設局に対して、そういった局所的な吹きだまりをつくらぬようにという指導があって、その後、日常的な清掃が行われて再発を防止するようにという指導が出ていました。

足立区もその話は聞いておりましたし、区民の声として東京都に伝えた、そういった実績もあります。

また、情報提供というお話につきましては、区の対応は測定をしたものは100%全て、ホームページで公表している状況です。

そういうことでは、測定に対する情報提供についても、あるいは区外の施設、公共施設であればその施設管理者に、そういった要請なり指導なり、そういったことを実施してきた、これがこれまでの区の対応であります。

◆西の原えみ子 委員 是非除染作業を区民が自ら行うのであれば、葛飾区とかというように放射能の防護策とか除染の、そういうマニュアルもつくっていただいて、足立区でもやって欲しいなと私思っているんですね。

最後なんですけれども、私、今のこういう答弁を聞いていて、ずっと傍聴もしていた関係もあるんですけども、足立区を出てしまって他の地域に移住したという人たちもいるんです。でも、一方でこの足立区に残って、それでこういう陳情を出して足立区の子もたちを守りたいという思いの人たちがいて、そういう人たちの陳情が今回もこういう形で出てきているんです。

足立区の区長は担税力のある若い人たちを呼び込みたいということを言っています。そう言うのであれば、放射能対策をもっと充実して、安心・安全をアピールするべきだということを指摘いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

◆鈴木けんいち 委員 私も質疑をさせていただきたいと思います。

受理番号29、30ですけれども、これはいずれも甲状腺などの放射能の影響を調べる健康診断、検査、その費用に関するものであります。

福島では、ちょうど先月のきょうなんですけれども、6月7日でしたけれども、低線量被ばくの影響を究明しようと取り組んでいる人たちがずっといて、それを3年間NHKが密着取材して、その内容が放送されました。本当に福島と言うと春は山菜、冬はキノコということで自然が豊かで、でも放射能に汚染されて人けが消えて、まさに人生が狂ってしまったという住民のつぶやきも放送されましたけれども、その中で川の魚で調べたり、あるいはウグイスを調べたらおできができていたというのがテレビでやっていましたけれども、そういう事故の影響がある中で、足立区で甲状腺などの健康被害を心配する声は非常に多い。

きょうの請願・陳情自体が全体8本あるということで、いかに放射能対策に対する関心というか、不安の気持ちが強いかと感ずるんですけども、その中で健康被害、区のこれに関する説明を読みますと、福島県内において確定的影響は認められていない。それから、対策型検診として甲状腺がん検診を実施することについては科学的根拠は乏しく、広く国民に実施する必要は指摘されていないと述べて、その根拠として福島での37万人ほどの検査の結果、途中経過ですけれども、それも含まれていると思うのです。しかし、これまで専門家は事故との直接影響は、関係は認められていないと言っていましたけれども、その専門家たちが、実はこれ月間フォトジャーナリズム月刊誌DAY Sいうところでは、その中の専門家たちが、今揺らぎ始めている。やはり通常の甲状腺がんの発生率よりも数十倍、大体ある人によれば60倍、61倍とか、63倍とかはっきり数値化されているんですけども、それぐらいの割合で出ていて、しかもそれはスクリーニング効果

だとか、過剰診断とは言えないという専門家も出ているんですね。

この評価委員会の座長は、それだから事故の影響だとはまだ言えないと言っていますけれども、専門家の間ではこういう見方も出始めていますので、区の説明にある固定的な考え方というのは、必ずしも固定できないのではないかと思うのですけれども、まずこの点はいかがでしょうか。

◎保健予防課長 こちら、陳情のほうで示させていただいた昨年12月におきます今後の施策の方向性、こちらは国の専門家委員会の文章になりますが、この中では福島県外の自治体においては対策型検診を行う必要性は認められない。また、福島県の動向を見守った上で実施しても遅くはないといった記述がございます。

そういったことを踏まえた上で、今、区としては福島県の状況を見守っている、新たな知見を集積されるのを待っているといったような状況でございまして、特にやらないといったことを確定したものではありません。

◆鈴木けんいち 委員 実はこの中間の取りまとめという説明があるんですけども、5月18日に福島県の第19回県民健康調査検討委員会に提出された甲状腺検査評価部会の中間取りまとめというのがあって、その中で通常の有病数に比べて数十倍のオーダーと言っているんですけども、発生率が指摘をされていて、だからということまでは結論を出していないんですが、これは数十倍の規模で発生している甲状腺がん、あるいは甲状腺がんの恐れのある方が発生しているということが指摘をされたのは初めてですね。

そういう点では、今、保健予防課長も固定した見方ではないと言っていましたけれども、本当にこの検診が進む中で甲状腺がんへの影響があるという可能性も否定できないと言わざるを得ないですね。

そういう中で足立区ではどうなのかということですけども、区民の声としてこういう対策を求める声が上がっているわけです。

実はこの同じDAYSの中で清水先生という評価委員会の座長を務めている方が、個人的見解だから座長の間を離れて発言したいということで発言したことがあります。それは、実はチェルノブイリに実際この先生は行って診断をして、そうしたらその中で甲状腺がんが手術をした方がいるんですね。それが非常に神経まで切ってしまうぐらいの大手術だったんです。その先生が言うには、もっと発見が早ければ、こんなに大手術をする必要はなかった。検査が大事なんだということ、この先生はあえて評価委員会の中で発言をされているんですね。

そういう点から言って、足立区でもこれだけ不安がある中ですから、何らかの検査を行うことを促進することについて、考えていく必要があるんじゃないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

◎保健予防課長 繰り返になってしまいますが、一応国として公的に認められた専門家の意見としましては、一つには先ほど示させていただいた12月の国の取りまとめた中間の報告書、こちらの中でも検診、検査等を行う必要性は今のところ認められないといったところもありますし、また、WHOのほうも平成25年2月28日の報告書の中で、甲状腺がんの発生については過剰発生は少数にとどまっている、そういった見解も出ております。

また、福島県におきます甲状腺検査における中間の取りまとめ、こちら平成27年3月に出されたものですが、この中でも過剰診断の可能性が高いのではないかとといったような結論をつけているところがございます。

つまり、今の知見の中では、足立区として検診、検査等を積極的に行う状況にはないと判断しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

◆鈴木けんいち 委員 考え方については、ここで押し問答してもちょっと進まないと思うのですが、今、福島では過剰診断だという話がありましたけれども、そういう一定の見解が出されているんですが、ただこれに対しては多くの医者が口を揃えて過剰診断ではないと説明している場面もあるんですね。その根拠が幾つかこの月刊誌で紹介されていて、これが全て正しいかどうかはわからないわけですけども、でも一定の事例を挙げて過剰診断ではないということも言われております。

これについて別の角度からお聞きしたいと思うのですが、受理番号29では甲状腺エコー検査とか血液検査の検査をしてくれる病院とか検査機関を探す人、実際に受診している人が少なからずいる、30番では1回当たりの費用が1万7,000円前後かかると述べられております。

実際ここに1万7,000円ぐらいかかるのかもしれませんが、区のほうではこの検査をするとなるとどのぐらいかかると見ているのかということと、あと、検査機関は区内にはどれくらいあるのかということについて、ちょっとお聞かせください。

◎保健予防課長 陳情にあります1万7,000円といった単価と福島県の対象となっていますのが18歳以下といったことから算出しますと、トータルして18億1,400万円余の予算となります。また、区内で検査ができる医療機関ということですが、甲状腺及び一般的な血液検査であれば区内で検査できる医療機関等はあるかと思うのですが、ただ尿検査でセシウム等を検出するということになった場合、特殊な医療機関でないと検査できないかとは思いますが。

具体的な区内で検査できる医療機関数については、こちらのほうで把握していないといった状況です。

◆鈴木けんいち 委員 詳しく聞きたい気もするんですが、ちょっと時間の関係もありますから、18億円とありましたけれども、1回当たり1万円ぐらいの計算だと思います。そのかわり初診料がかかったりとか、血液検査と尿検査の違いとかあると思うのですが、いずれにしても1万円から1万7,000円前後はかかるのかなと思います。

しかし逆に言うと、対象の方が、例えば18歳以下の方が全員だとかになるわけですから、この陳情では全員受けてくださいと、受けさせてくださいということではなくて、希望する方ということですから、それほどの費用、18億円丸々かかるというわけではないと私は思います。

次に、学校と保育園などの給食食材の放射能検査測定に関して伺いたいと思います。

区の教育委員会の説明では、流通しているものは大丈夫だから検査しませんと、あるいは測定しませんということですが、その基準は飲料水が10Bq/kg、牛乳は50Bq/kg、一般食品は100Bq/kg、そして乳児用食品が50Bq/kgということであります。

しかし、港区では平成23年10月から調理済みの給食及び牛乳について検出限界値を10Bq/kgとした放射能測定を実施をしています。そして公表しています。

更には、今10Bq/kgではなくて0.8Bq/kgですが、これをさらに訂正をして0.7Bq/kgまで検出限界を落として、最も低い値で検査をしておりますけれども、こういうことは区としてはご存じないですか。

◎学務課長 そういう状況を存じ上げています。

◆鈴木けんいち 委員 港区のホームページを見ますと、平成24年4月からは厚生労働省の食品中の放射性物質の新たな基準を示したと。区ではより一層区民の皆さんに安心していただけるようということで、港区放射能放射線対策基本方針というものもつくって、給食と牛乳の放射能測定を実施しているんです。

ここで書いてあるのは、区ではより一層区民の皆さんに安心していただけるようにと、その理由というか、姿勢のようなものが書かれているんですけども、こういう姿勢は大事だと思うのですが、こういう姿勢は区はどうなんですか、ないんですか。

◎学務課長 安心というのは非常に受け取る側の気持ちの問題でありまして、それぞれ個人で感じ方は違うと思います。

人によっては毎日全品の検査をしないと安心じゃないという方もいらっしゃると思います。足立区の場合は食品の安心について、安全性に関する情報をこちらの方でその内容を理解して、それを区民の方に情報提供することで安心の情報を提供していきたいと考えております。

◆鈴木けんいち 委員 今のお答えだと、安心というのは気持ちの問題だと、この陳情を読みますと、特に学校給食においては念には念を入れた検査体制がとられている。これは例えばアレルギー物質とかと同様に、給食などに使用する食

材の放射性物質が流通段階で基準が守られているからということだけで済まされていいんでしょうか。

事は子どもたちが毎日通って食べるものなわけです。だから、決して気持ちの問題だけと言い切れないような気がするんです。

給食については、例えば今、学校給食は流通としては基本的に区内業者、地元業者から仕入れてつくっていると思うのですが、その辺、食材と牛乳については流通経路はどのようになっているのでしょうか。

◎学務課長 食材の購入につきましては、学校給食会、あと今鈴木委員おっしゃったように、地元業者から購入しているところでございます。

◆鈴木けんいち 委員 あと、そういう地元業者からですが、例えば最近、5月30日に例の福島で配管というか、汚染水が放出する管の曲がっているところから漏れて110億Bqの汚染水が放出をされました。その中にはストロンチウムも含まれているということなんですけれども、こういうこともあってこの陳情では、海の汚染も深刻な状況にあり、魚介類、海藻類のストロンチウムを計算して欲しいと、多分そういうことも頭に入れて書かれているんだと思うのです。

そういう点では、これ検査しないとわからないんですよね。しかも非常に微量だと思うのです。そういう点では新しい状況もありますから、是非これは気持ちの問題と言い捨てないで、検査をしていくという姿勢が必要だと思うのですが、どうなんでしょうか。

◎学務課長 今、鈴木委員がおっしゃったような情報もありますので、様々な情報を注視しながら対応を考えていきたいと思えます。

◆鈴木けんいち 委員 これ検査と言っても、例えば実際検査するとなると、ゲルマニウム半導体検出器でないと、0.7Bqまで測れるようなのがないので、そうする1,000万円、2,000万円という話になりますけれども、そういうところに委託をすれば比較的安くして、子どもは予算修正案で試算をすると、やはり100万円前後で検査も可能です。そういう点では費用的にもそれほどかかるものではありませんけれども、実際に検査、給食食材及び牛乳、ここでは食材で特に国産米と小麦、それから、牛乳と、全部でなくて限定して検査をしていますけれども、こういう全部でなくて限定的に検査をするということについて、幾らぐらいかかるかということ、区としては、教育委員会としては試算をしたことなどはないでしょうか。

◎学務課長 限定的な費用についての試算をしたことはございません。

◆土屋のりこ 委員 被ばくによる健康影響は今、重要な時期を迎えていると考えますので、区の対策状況をお伺いしていきたいと思えます。

まず最初ですが、足立区はICRPによる数値、年間1mSvを指標値とすると書かれているんですけど、これはどこでどのように決定されたものかをお教えてください。

◎危機管理課長 平成23年当時、危機管理調整会議等を通じて決定したものでございますけれども、当時の会議記録の詳しいものはございませんけれども、平成23年6月の会議の中では、国や都が基準値を示さない中で国際放射線防護委員会が勧告した放射線管理基準である年間1mSvを指標値とするという決定の内容がございます。

また、定点観測の内容でも、高さ50cmの測定を加えるという内容だとかの会議記録がございます。

◆土屋のりこ 委員 次に、健康診断に関連して聞いていきたいと思えます。

説明資料の中で、福島県民健康調査「甲状腺調査」の状況を踏まえて必要に応じ検討を行っていきと書かれています

し、先ほども福島の様子を見て対応を考えていくと答弁されていましたが、福島の現状をどのように見ておられるのかということを知りたいと思います。

国連機関であるWHOは、2013年の報告で原発事故による被ばくが原因で福島県民の間に甲状腺がんが多発して、小児白血病、乳がん、固形がんが増加するということが明瞭に述べられています。小児甲状腺がんは、通常10万人に1人の割合の発生率ですが、福島県では調査の対象となった36万人の子どもの中から、既に118人が出てきています。これは異常に多い数だと私は考えるんですけども、これについての区の評価をどのようにお持ちでしょうか。

◎保健予防課長 福島県での発生状況ですが、WHOのほうはその後のプレゼンテーションの中でベースラインのリスク自体がもともと小さいために、過剰発生は少数にとどまると報告しております。

また、福島県の今、土屋委員おっしゃった100名を超す甲状腺がんの患者発生、患者確認に関しましても、これはもともとスクリーニングといったような詳細な検査を全県民に対して行っている過剰診断の可能性が高いというふうに専門家会議のほうでも言っていますし、また、実際出ている患者そのものがチェルノブイリのときと比べて年齢が高い、またチェルノブイリのときには4年から5年たってから発生が見られているところが、まだ年数も経ないうちに発生している、そういったことから考えれば、放射線による影響ではなく、専門家委員の言うように、スクリーニング効果が高いのではないかと区としては判断しているところでございます。

◆土屋のりこ 委員 スクリーニング効果だということでおっしゃられましたが、いわゆるスクリーニング効果、これまでやっていなかった検査を行ったから、将来のがんを発見したんだという説明の論理破綻は既にはっきりとしていると思います。

手術が実施されているのは5mm以上のがんです。症状もなく手術の必要のない症状に対して、今、福島県のほうで手術が行われているというのであれば過剰診療に当たりますし、はっきりこれは人権侵害になってしまいます。

福島県はこれに対してはっきり反論をしています。2014年8月24日に手術の基準を発表して、今必要だったということを強調しています。将来まで放っておいて良かったものを過剰診療しているわけではないと言っておられます。

更に今言いますと、福島県が主張するように、子どもの手術が必要性に基づくものであって、かつ皆さんおっしゃるように被ばくの影響でもないと言うのであれば、全国でも福島と同じぐらいの小児甲状腺がんがあらわれているということになってきます。手術の必要な子どもたちを、私たちが今見逃しているということであれば、これこそ直ちに全ての子どもに甲状腺検診を行うことが一層必要になってきてしまうと考えんですけども、いかがでしょうか。

◎保健予防課長 今、土屋委員のご発言の中にありましたが、甲状腺がんの手術対象者100数名の中には、生涯にわたって手術をしなくても、そのまま生存したのではないかといった症例が含まれているといった意見もあるのは事実でございます。

そういった中で全ての方ががんとして手術を今すべきだったかどうかというのは、まだまだ今後の知見等を見ないといけないのかなと考えているところであります。

また、福島県における甲状腺がんの発生率が高いのではないかとということですが、他の地域に関しましては甲状腺に関してのスクリーニング検査は実施していませんので、当然ながら有症状になってから検査をする。また、それに伴っての発生率ということになりますので、どうしても検査対象が少ないといったところから発生率自体が低いというのが自明の理かと考えている次第でございます。

◆土屋のりこ 委員 この福島でがん、ないしがんの疑いとされた118人の子どもたちの被ばく線量ですが、被ばくによるリスクの実効線量は1mSv未満の方が43人、最大値で2.2mSvと福島県の報告書には書かれています。

では、足立区の場合は区内に居住する子どもたちの被ばく実効線量、特に文科省の発表されているデータを見てみると、綾瀬地域の土壌空間線量が高いとなっているんですけども、区内の子どもたちが初期被ばくから含めてきょうまで、

どの程度の被ばく実効線量があるのか、試算なり検討はされているのでしょうか。

◎保健予防課長 特にこちらのほうとしては、試算等は行っておりません。

◆土屋のりこ 委員 是非試算していただきたいと思えますけれども。

次に、放射能による健康への影響について聞きたいと思えます。

日本政府は、100 mSv 以下の低線量の現行影響は確定されていないとする説をとっていますが、先ほどの話でもありましたように、放射能に閾値はないとする専門機関の報告がこの間、増えてきています。研究が進んでいる結果だと思えます。

7月2日の毎日新聞の夕刊記事のほうにも、国際がん研究機関の発表が掲載されていました。低線量の放射線を長期にわたって浴びることで白血病のリスクが上昇すると、医学誌ランセットに発表されたという記事です。

国際的にも放射能に閾値、つまりこれ以下なら安全とする値は存在しないとする見方が定説となってきていますが、閾値があるとするのか、ないとするのか、区の見解をお教えてください。

◎保健予防課長 低線量被ばくに関しては、まだ確定的なものといったものは、今現状出ていないといったところでございます。

土屋委員ご質問の閾値の件ですが、今現在衆目の一致となっているのは、広島、長崎の原爆の被害による100 mSv 以上であればがんの発生率が高くなる。それは世界統一の衆目の一致になっている部分でありまして、一応閾値は100 mSv ということで存在するものと判断しております。

◆土屋のりこ 委員 先ほど言いました国際がん研究機関の報告によりますと、1 mSv の被ばくによって相対リスクが1000分の3上がる。つまり1,000人ががんになるところが1,003人と上昇すると報告されています。

この3人増えるということ、少ないと言えそうですが、3人影響を受ける当事者からしたら、人生に重大な影響を与えるということになると思えます。少しであれ、被ばくすることは健康に影響を与え、人生を左右することですので、区としてもこの問題を今現在進行している問題として捉えて、最新鋭の知見を是非とも集めていただいて対策を講じていって欲しいと思えます。

最後に、給食の測定について伺いたいと思えます。

区からの回答では、食品衛生法の基準を下回っているから大丈夫とおっしゃっておられますが、今述べたように、放射能にも閾値はないとする見方が世界でも増えてきているという状況にあります。そうしたときに、現在の体制では10 Bq 未満は測れない機械が使われているということですが、これでは制度が低いんじゃないかと感じます。

10 Bq 未満不検出とされた食材の中には、2 Bq、3 Bq という汚染を含むものが入っている可能性があるんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

◎学務課長 以前やったときに検出下限値10 Bq でやったということで、ここに記載させていただいております。

そして、今、2番に記載のとおり、国のほうでは食品衛生法に基づいてそれぞれ基準を定めておりまして、一般食品については100 Bq/kgという基準になっていますので、そのような基準に基づいて区のほうは考えているところでございます。

◆土屋のりこ 委員 私が入っている生協のほうでは、独自に今も検査を行っていて、放射能関係のお知らせという案内が届けられます。この6月末のものを見ると、茨城県谷田部のシイタケからセシウムが検出ということと、栃木のコシヒカリが3.2 Bq、小田原のバレンシアオレンジからも3.3 Bqと検出はされています。

確かに全体から見れば少数のものに限られてきていますが、今も幾つかの食材の中には、少しは入っていることがはっきりしていると思えます。食品の汚染が怖いのは、毎日食べるものだからです。特に感受性の高い方、小さい子どもたちが影

響を受けます。福島原発事故由来の放射能が本当にゼロなのか、少しでも含まれているのか知りたいし、知らせることが教育上必要だと考えます。是非とも現在の体制ではカバーできていない10 Bq 以下も測れる独自の測定を行って欲しいと求めて質疑を終わります。

◆おぐら修平 委員 何点かあります。

まずは学校給食及び保育園給食の食材の検査に関してです。

先ほど様々委員からも質問がありました。関連しまして、まずお隣の草加市では、これは私去年確認したことなんですけれども、市役所の入り口にちゃんと学校給食を検査した結果と、その農業食材の産地も入り口の一番目立つところにちゃんと掲示をされているわけです。草加市に直接確認をしましたけれども、こうした近隣自治体で実際に学校給食の検査をして、公表しているところは把握されていますでしょうか。

◎学務課長 23区全体で今15区で検査をしております。

◆おぐら修平 委員 ですね。今までずっと堂々めぐりの議論が続いていますけれども、市場に出回っているものは安全だから検査は必要ないという主張は一貫して崩れませんけれども、そうは言ってもやはり不安に思っている方々がたくさんいらっしゃる、いろいろな自治体から、地域の方々から、こうやって声が上がって実施しているわけですよ。これは是非実施していくべきだと思いますし、私たち党派で以前からずっと区民の方が持ち込んだ、例えば関連して自分の家の庭でとれた家庭菜園した野菜は大丈夫なのかとか、いろいろなところに畑を持ってとれた野菜はどうなのかという声もやっぱりあるわけです。

区民が持ち込んだ食材なども検査するような機械も、これはよその自治体でもNPOに委託して実施をしたりとか、1回検査料500円とか取ったりして、いろいろ自治体によってやり方の工夫は違いますが、そうした形なども区民の不安を取り除いていくような対策も必要なんじゃないかと思うのですけれども、これについていかがですか。

◎生活衛生課長 食材についての検査については、例えば先ほどおっしゃった自分でとれたものについては、ご自身で測っていただきたいという方向で考えております。

◆おぐら修平 委員 自分でとれたものは自分で測ると言っても、測るためには費用もかかりますし、その実施しているところも、なかなか自分自身で自己責任で探せと言ったって、それは大変な話ですよ。私も実際に学校給食を自分でやりましたけれども、そこは是非考えていただきたいと思います。

次にいきます。受理番号29、30の検査の管理の在り方です。これ、確か松戸市で甲状腺がんの検査を実施していたと思うのですけれども、やはり同じように近隣自治体の中でこうした、中身、やり方の工夫はそれぞれ自治体によって若干違いますが、こうした検査を実施しているところはどのような形でやっているのか把握していますでしょうか。

◎保健予防課長 おぐら委員おっしゃるとおり、松戸市では甲状腺の検査及びホールボディカウンター等に関する検査の費用助成等を行っている認識しております。

また加えて、23区におきましては放射線に関連する検査等に関しては実施している区は一つもございません。

◆おぐら修平 委員 これも実際に福島で子どもの甲状腺がんがこれだけの数、一般的な割合からしても非常に高い割合の中で出ているわけですし、これに対しても陳情が出ているように、不安に思っている方が数多くいらっしゃるわけですよ。

私はこういうことに対して何かしら周知をしていく、案内をしていく、それに対して助成をしていく、医療機関を案内する、そうした工夫をして不安を取り除いていく、これは何の病気にしても、事故にしても、怪我にしてもそうですけれども、やはり

早め早め、先手先手で予防していくことが一番重要ではないかと思うのです。

そういう意味からも、助成なり情報の周知をして、こういう医療機関で検査ができますよということを実施していくべきではないかと思うのですが、いかがですか。

◎保健予防課長 相談窓口としましては、各保健総合センターで今現在も相談等は承っているところでございます。

また、健康に関する不安もそうですし、また検査する場所としましては、ホールボディカウンターであれば総合医学研究所であったりとか、そういったご案内はできることかと思えます。

◆おぐら修平 委員 時間もあれなので飛ばします。また改めて。

あと、受理番号31、32の放射能測定器の貸し出しについてです。

これは我が会派からも、私も本会議またいろいろな場面で度々取り上げました。衛生部長が以前、本会議の代表質問で、私、一般質問をやった際に、今現在5台を保有していて検査をして、それが一巡して一段落したら貸し出しについて検討するという、結構前向きな答弁をいただいたはずなのですが、その後、他の会派からも類似した質問の中でも貸し出しは考えていないということで、その後、状況が後退しているんですけども、なぜ貸し出しを今5台実施している中でやらないという判断状況になっているのでしょうか。

◎生活衛生課長 足立区の5台は、4カ所で計測をしており、1台を予備に使っております。そういう形で今のところ毎日定時で測っておりますので、お貸し出しできるという状況ではないという説明をまいりました。

他区の状況を見ますと、足立区で使っている機材については、一般の方にお貸し出ししにくいような高度な機械でありますので、他区の状況を見ると、もう少し簡易なもので貸し出されてきた経緯があるようです。

足立区の場合、後ほど説明がありますが、走行サーベイが中心になるような、要は国全体として放射線量が低減されているという判断がされているので、そういった中で今毎日4カ所で測っている回数、頻度を将来的にも減らしていけたらと考えておりますので、そうした後、また貸し出しなり、私どもが直接測りに行くなりは考えられると考えています。

◆おぐら修平 委員 確かに機械は高額なものでありますし、それで何かあって、例えば落として壊れたら困るとか、そういうこともあるかと思えます。

例えば区の職員が一緒についていくとか、区民の方からこういう場所がちょっと心配なだけで、例えばうちの庭心配なだけでどうなのとか、子どもがいつも公園で遊んでいて、公園は測っていますけれども、例えばの話で、いつも子どもが遊んでいる公園が心配なのでどうなのということに対して、出向いて行くなり、例えば一緒に立ち会いの中で、機械を扱うのはあくまでも区の職員としてやるという方法もあるんじゃないかと思うのですけれども、いかがですか。

◎生活衛生課長 先ほどのお話の中で言葉が足りなかったかもしれませんが、区の職員が定時に毎日測っているという状況を、事故が発生する以前にも、一定で測っていたわけですが、そういった状況に戻していくという方向の中で、そうすると機械が当然空いてきますので、その場合には区の職員が今おっしゃっていただいたように現場の皆さんとともに測るということも考えられないわけではないと思いますので、検討していきたいと思えます。

◆おぐら修平 委員 本会議で取り上げてから大分時間がたちましたけれども、まだまだ陳情が出ているとおりで、不安の声があるわけなんです。そうした声にしっかり応えていくための体制づくり、是非早急をお願いします。要望で。

○ただ太郎 委員長 他に質疑はありませんか。

◆せぬま剛 委員 ご苦労さまです。走行サーベイをやめるということであれば、楢葉町も帰還がいよいよ認められるとい

うことで、いろいろ状況が変わってきているんだなと思います。

4年前、民主党政権下、たまたまの中での日本中がパニックで、足立区としても大変な危機管理を持ったひとときでした。あれから4年、その推移の中で大変な努力をされてきたと思うのですが、そのときの取り組みの姿勢と、そして今現状どんなふう把握をされて分析をして前に進もうとしているのか、ちょっとその辺教えてください。

◎危機管理室長 発災した直後に放射線の値が高いということで、これは週刊誌等でもかなりの騒ぎがあって、足立区でもそういった汚染があったということを指摘されたこと、こういったところが発端になりましたけれども、大きく国民全体の不安が高まった中で、一番自治体にとって厳しかったのは、国の基準がないという状況でした。

国の基準がしっかりしていさえすれば、それに依拠して様々な対策が当然打てたわけですけども、それが全く出てこない。そんな中で頼るべき専門家と言われる方々も非常に意見が分かれていて、我々も何人もの高名な学者の先生にも面会に行きましたけれども、そこでもみんな意見が分かれてしまう。

そんな中で何をよりどころにしようかというところを判断をしたわけですけども、先ほど説明がありました国際防護委員会の年間1 mSv、これが一番厳しかったものですから、それを採用しようという決断をしました。

それをした時点で、区内の学校等の施設がたくさん、400カ所以上ありますので、これらの測定もするのだという決断もしました。

長い期間かかりましたけれども、1巡、もっと2巡もしたわけですけども、1万数千カ所実施をしていく中で、今度はだんだん自力で知見が高まっていき、どこのどういったものがたまりやすいといったものも、経験上、積み上がってきた。それに基づいてどのくらいの危険性があるのだなといったことも大分わかってきた、これは自力でということになるかもしれません。

そういう中で、国はようやく特措法をつくって指定重点地域というものをつけて、これは特に放射線汚染が高かったところということで自治体が申請すると、それを許可するんですけども、東京都内にはありません。しかし、松戸市ですとか柏市ですとか、その辺りはその指定重点地域に引っかかって入っていますので、そこに隣接する葛飾区であるとか、そういったところはかなり区民の不安状況も強まったのだらうと思います。

足立区はそこに直接接してはいませんが、東の地域ではやや高い傾向が見られたということもあり、これについては必要の度合いを見極めるときにも安全側に立って対応してきたということでもあります。

その後、数年がたって、空間線量の値も大分下がってきて、当初の2分の1以下になっている状況もあり、また、低減対策を行ったところは、1年、2年後に再測定をしても上昇は見られないという状況ですから、発災当初のような状況に戻ることはなさそうだ、この辺が現状の考え方ですので、不安の声は今でも残っていることは認識しております。ですから、その窓口を閉じることはしません。しかし、これまで実施してきた以上のコストと人員をかけて実施をするべきものは、今のところないというふうに判断しております。

◆せぬま剛 委員 この放射線というのは厄介で、甲状腺一つにしても、ヨード類をたくさん摂取するところの方はヨウ素に対抗して甲状腺がんの発生率が低いんだという話があったり、そうじゃないのかという話があったり、また、子どもに関しては、逆に免疫力、活性力が10歳までは私たち大人の何十倍の活性力があって、かなりの免疫性細胞が活性して活発化していますから、子どもというのはかなりの病気をはねのける力が、生きる力があるんだなと、こんなふうにも言われていたりしていました。

先ほどの、放射線量は絶対安全だというのがないんだという話ですけども、じゃあわざわざ放射線を浴びに行く人は何なんだと、放射線治療を受ける人は何なんだと、そういった放射線というものの基準というものが100%、絶対、全ての科学の論理や機関の中で解明されているとも限らない中で、ましてそういう基準がない中でこの4年間、本当に頑張ってきたと思います。

そして4年前も同じような陳情が出されて、私たちはこの4年間、相当にこのことについて話し合ってきました。そして、その間、国の基準もどんどん改定をされ、そして地形的にも風評的にも非常に安定期に入ってきたという現状の中で、さらに私たちは区民の危機管理、安全を守る立場ですから、こういった陳情があるなしにかかわらず、今後とも区としては

私たちに最新の情報、精鋭の状況を報告していただく、そのことの決意を伺いたいと思います。

◎危機管理室長 放射能空間線量だけをとってみても、もとの0.05μSvという値に至っているわけではありません。まだ途中なのかもしれませんので、これは今、せぬま委員がおっしゃったように、情報提供すること、これは区としての使命だと思っておりますので、引き続きそういった情報提供を続けてまいります。

◆前野和男 委員 私のほうから放射線による被ばくは誰もが心配しているところでございます。不安の要素は限りなくあると思います。そういう中で今までのお話を聞いていますと、安全・安心の情報をどう足立区民に伝えていくのか、この辺が一番行政としての大事な視点じゃないかと思えます。

今は、せぬま委員からもお話がありましたように、この安全・安心の情報をどう工夫してわかりやすく伝えていくのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◎危機管理室長 まさに前野委員おっしゃるとおり、不安に応える情報の提供の在り方というのが、なかなか難しいわけですが、まず一つは、全てオープンにするというコンセプトだと思います。これは発災当初から、測定して高い値が出たら、これは隠すのではなく、当然に発表してきました。これは漏れなく実施してきた、この態度がまずベースにあって、更に放射線というもののわかりにくさというのが、非常にこれもやりにくいわけですが、当時は区の広報の号外版を出すなどして、より多くの方に、一般区民の方々に伝わるように工夫してきた、この態度は今後も続けてまいりたいと思います。

◆前野和男 委員 今、危機管理室長がお話したオープン、このオープンは当然のことですよ。それ以前にどう区が五つの地点で測っていたりとか、又は都の給食会、又は食材、いわゆる通常流通している食品、こういったところがどう安全かということを学校の中でも、地域でもどうやって示していくのか、こういう工夫が必要なんじゃないですか。

◎危機管理室長 区の持っている媒体も全てこれまで動員してお話しをしてきております。

これを途絶えることなく、今後も更に工夫できるような形を考えながら実施してまいりたいと思います。

◆渡辺ひであき 委員 まず、基準値を超えた際に低減対策をしていくということ、至近なデータは何かございましたか。

◎危機管理室長 至近と申しましても、実はもう2年ぐらい前の実績が、確か記憶で最後だと思います。これは道路でありまして、側溝の脇とかに排水ますだと思いますが、そういったところに吹きだまりがしやすい、そこを測った区民の方からの通報があって、測定をしに行き、そこを除去してクリアしたという状況はありました。

◆渡辺ひであき 委員 2年前だということで、その後の数については極めて安定をしてきているということであると思えます。

ただ、今、せぬま委員からも、前野委員からも議論があったように、放射線による被ばくというのは、区民の皆さんにとっては大変心配なことなのだろうと思っております。

もっと言うと、福島のある原発の付近の方々、更にはその近隣の宮城県にしても、岩手県にしても、栃木県にしても、茨城県にしても、埼玉県にしても、千葉県にしても、東京都にしても、神奈川県にしても、それぐらい広範囲にわたって3,000万人以上の方々がお住まいの地域の問題だったわけでありまして、もちろん日本全体の問題だったわけでありまして。

そうした問題であるからこそ、国も当然食べ物の検査をし、東京都も検査をし、そしてやってきた中で安全なものについては流通をしていると。

先ほど土屋委員からは幾つかのものについては数値が出たよということについて、それは出荷をしていないやのお話もあり

ましたけれども、その食材のことについてもう少し詳しく区で得ている、このものについて、この産地についてこういう数値が出たよということは、国や東京都からの発表で得ている情報というものはあるのでしょうか。

◎学務課長 今のところ、給食に関する食材については情報を得ておりません。

◆渡辺ひであき 委員 その中で使う食材について、ここ1、2年ぐらいの間に数値が出たことはあるのでしょうか。

◎学務課長 給食に使う食材で数値が出たことはありません。

◆渡辺ひであき 委員 当然心配をされている方々からすれば、どんなに僅かなことでも見逃さずに対応していただきたいということはあるんだろうと思いますけれども、国がやり、東京都がやり、二重にそうした安全管理をし、当然その出荷段階でも様々な気を遣っていらっしゃると思います。

それはなぜかと言えば、産地の方々にしてみれば、風評被害によって自分たちの生活が成り立たないということが起きてしまうのが一番大変なことだからだろうと当然思うわけであります。ですから流通しているものについては安全だとして、私たちは日本国の同胞として、その産地のものを食べて、その地域を元気にしていこうじゃないか、そういうことまで当然のことながら考えていくべきだと思いますが、いかがですか。

◎学務課長 今委員おっしゃるとおりだと思います。

◆渡辺ひであき 委員 当然そうだというふうに私は思います。

そして、今、危機管理室長から決意があったように、これまで同様に放射能に対しての区民に対する情報発信、そして基準値は僅かでも超えた場合に対しての対応については速やかに対応して情報発信をしていく、このことについて、もう一度決意をお願いいたします。

◎危機管理室長 委員おっしゃるとおりに対応してまいります。

○ただ太郎 委員長 他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

今回、この8件を一括して各会派からの意見を願います。

◆渡辺ひであき 委員 まず、これまで4年間の放射能に対する質疑、いろいろな形で請願・陳情が出てきました。それに対して、当委員会を含めて執行機関側が様々な努力をされている、そのことについては私ども強く認識をしているところであります。

そして、時間が経過していく中で、このことについては常に注視をしていかなければならないという現実はあるにせよ、今後もそのことについて鋭意努力をしていくということを伺いましたので、この請願・陳情8件については、不採択といたします。

◆前野和男 委員 私ども、この震災当初より区の指標を設けて適切に低減対策を実施してきたとっております。しかし、今後とも広報の仕方をわかりやすく考えていただいて、区民の安心・安全な生活を進めていただきたいと思います。

また、被ばくの検査費用についてですけれども、様々科学的知見、また福島県内外において確定的影響は認められない。また、この被ばく線量については年齢階級や性別等を限定した集団であっても確認されていない。また、この対策型

検診、また県民健康調査の甲状腺検査の状況を踏まえて必要に応じて検討を行っていくことも遅くはないと。こういった見解もありますので、今後ともこれは見守っていきたいと思っております。

また、食材につきましては、わかりやすく、今でも校内に設置されているのは私たちも確認しているんですが、更に良くわかりやすい目立つところに子どもたちもしっかり把握できるような体制をつくっていただきたいと思います。

全て不採択です。

◆鈴木けんいち 委員 まず、受理番号 27 でございますが、危機管理室長も発言があったように、足立区が福島第一原発事故によって影響を受けて、今でも放射能が以前よりも多いということもお話がありました。

やはり区民の実感として、地表のところを測って欲しい、そしてそれに基づいて除染をして欲しいという、これは当然のことでありまして、こういう対策が必要だと思っておりますので、これは採択を求めたいと思います。

それから、受理番号 28 については、5 点ほどの内容がありまして、放射能が存在するところは土壌にあるわけですので、その測定を求めていることだとか、それから、50cm でなくて地表を測って欲しいと、しかも測ることについて、測定器の貸し出しを実施してくださいという内容もあって、非常に区民の不安に基づいた実感は当然だと思っております。

更には、区有施設はもちろんですが、都有施設、国有施設も足立区にはあるわけですから、その測定や対策も強める。そしてどうしても民有地がなかなか行政としては手が出せないという話になっているわけですが、ここへの対策、例えばマニュアルをつくって対策を立てられるようにするという内容ですので、これについても必要な対策だと思っておりますので、採択を求めたいと思います。

受理番号 29 は被ばく検査費用の助成を求める陳情です。

やはりここで金町の浄水場で 4 年前のときに実際に水が汚染をされました。そのときの子どもたち、ペットボトルが配られたりもしましたが、全員がそれで過ごしたわけではなくて、水道水を飲んだ子どもたちもおります。そういうこともこの陳情に書かれておりますけれども、そういう影響も含めて検査を進めていくということで、これは必要な対策だと思っておりますので、採択を求めたいと思います。

それから、同じく 30 番も健康診断の費用と医療補償を求める請願ということで、若干無料とか医療補償まで求めるので、ちょっとそこまでできるかどうか判断できない部分もあるんですが、ただ、検査そのものは必要ですので、これについても採択を求めたいと思います。

それから、放射能測定器の貸し出しを求める陳情、これは先ほどちょっと触れましたけれども、結局走行サーベイはやめました。やはり放射能は残っているわけですよ。区の努力でかなり知見を深めたと言いますが、区民が測れるという状況、測定をできる最大の不安除去は、どれぐらいの放射能があるかということを確認をすることなんですね。そういう点では貸し出しを行うということは、最低限必要な対策だと思っておりますので、31 番、32 番、これは採択を求めたいと思います。

あと 33 番、34 番については学校給食です。やはり港区のように対策を進めていく必要があると思っております。先ほど足立区では給食食材が検出されていないと言いますが、実際に検査もしていないわけです。

例えばタケノコで、これ産地名を言うと多少語弊もあると思っておりますので、例えばタケノコで 2.2 Bq だとか、ヤマモモでは 7.7 Bq、これは厚生労働省の発表によるものですが、やはり 10 Bq 以下でもこのように幾つかの食材はやはり検出されているわけです。10 Bq 以下を測ると出てくるんですよ。こういうものをちゃんと測っていき、そして公表していくということは、区民の安全、そして給食の安全、子どもたちの安全、特に子どもたちの問題ですから、これはやっていく必要があると思っておりますので、33 番、34 番の両方の採択を求めたいと思います。

◆おぐら修平 委員 受理番号 27、28、29、30 を継続審査。31、32 の放射能測定器の貸し出しは我が会派はずっと一貫して主張してきたとおりで採択をお願いします。33、34 は継続をお願いします。

先ほどありましたけれども、私も 1 点抜けましたけれども、区民のほうの貸し出しのときに、民有地どうするかというのは確かに課題があると思うので、そういうこともこれから是非庁内の中でも議論して、どうすればいいのか、そこは是非協議対策

として進めていただきたいと思います。

ということで、31、32は採択で、後は継続です。継続しながら、議論しながら是非対策の強化を図っていただきたいと思います。

◆土屋のりこ 委員 申しあげましたように、被ばくの対策、今、本当に動きがあるときで変化が起こってきています。こういときに区がどう対応をこれからしていくのか問われるときだと思いますので、全て採択ということでお願いします。

○ただ太郎 委員長 意見が分かれたので、2回に分けて採決したいと思います。

まず、受理番号27 足立区放射能汚染の除染基準を高さ50cmから地表5cmに引き下げることを求める陳情、受理番号28 足立区の放射能汚染対策についての陳情、受理番号29 被ばく検査費用の助成を求める陳情、受理番号30 無料放射能健康診断と医療補償を求める請願、それと受理番号33 学校・保育園給食の食材の放射能測定を求める陳情、受理番号34 学校給食等の放射性物質検査を求める陳情、この6件について、継続審査に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○ただ太郎 委員長 挙手少数であります。よって、直ちに採決をいたします。

本件は採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○ただ太郎 委員長 挙手少数であります。よって、不採決とすべきものと決定をいたしました。

続きまして、受理番号31 放射能測定器の貸し出しを求める陳情、受理番号32 放射線測定器の区民への貸し出しについての陳情、以上2件について、こちらは採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○ただ太郎 委員長 挙手少数であります。よって、不採決とすべきものと決定をいたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退場]